

生活交通確保維持改善計画（案）
（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年 6 月 28 日
（変更）令和 2 年 月 日

五泉市地域公共交通活性化協議会
会長 伊藤 勝美

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和 2 年度～令和 4 年度）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

五泉市においては、地域の公共交通網としてJR磐越西線が市の北部から東部を通過しており、市内に5つの駅がある。

民営バス路線は、五泉地区から新潟市間に1路線、阿賀野市間に1路線が運行されている。利用者は減少傾向にあるものの、冬季には需要が増加するなど、雪国の公共交通網の特性を持ちながら地域住民の生活路線として位置づけられている。

また、平成21年度に策定した「五泉市地域公共交通総合連携計画」に基づき、平成22年10月より、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した、ふれあいバス（基幹バス）、ごせん乗合タクシーさくら号の実証運行を行い、平成24年4月より本格運行に移行したところである。ふれあいバス（基幹バス）が村松地区と五泉地区を連絡する1路線、ごせん乗合タクシー「さくら号」（デマンド乗合タクシー）が、市内全域（五泉東エリア、五泉西エリア、村松エリア）に導入され、通勤・通学者や高齢者等を中心とした地域住民の生活交通を担っている。

これらの背景をふまえ、地域公共交通確保維持事業により、ごせん乗合タクシー「さくら号」（デマンド乗合タクシー）運行を引き続き確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

上記を踏まえ、地域における公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続可能な地域公共交通のマスタープランとして、このたび「五泉市地域公共交通網形成計画」を策定・公表したところである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

ごせん乗合タクシー「さくら号」について、本計画の期間である向こう3ヶ年の間、運行を継続し、利用者の利便性を確保・維持する。

○目標達成の指標として、それぞれの系統の輸送人員について、前年比 100%以上を維持することとし、毎年度 達成状況について評価を行うものとする。（なお、昨年度 評価した平成 30 年補助年度において、前年比 100%を達成できなかった五泉西・村松エリアについては、利用促進事業を重点的に取り組むものとする。）

※平成 30 年度実績（各前年比）

五泉東エリア（104.9%）、五泉西エリア（95.8%）、村松エリア（97.5%）

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>ごせん乗合タクシー「さくら号」の運行により、市内全域の交通空白地域を解消し、郊外と市街地の移動に利便性・交流性の高い公共交通体系が実現できる。また、ドア to ドアの運行により、高齢者等の外出支援、医療・学校・商業・公共施設等へ移動する際の利便性向上が図られ、地域の活性化が期待できる。</p>
<p>3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>公共交通利用促進事業を実施する (実施主体：五泉市地域公共交通活性化協議会)</p> <p>具体的事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五泉市公共交通時刻表の作成および配布、周知 ・高齢者等を重点対象としたPR活動や制度周知（五泉西・村松エリアを重点） ・免許返納高齢者への制度説明と会員登録の勧め ・市広報やホームページを用いた情報発信（時刻表、運行概要など）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>○ごせん乗合タクシー「さくら号」の運行予定者の選定にあたっては、下記の点を考慮し五泉市ハイタク協議会加盟の3社を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月より行ってきた実証運行の実績から、当該エリアの運行に関する知識、経験を有し、地域住民の信頼を得られているため、利用者が安心して安全な輸送が期待できる。 ・運行エリアの近隣に事業所を有しているため、天災や車両の故障など不測の事態にも迅速に対応が可能である。 ・地元の事業者を選定することにより、安定的に地域の交通手段を確保するとともに、雇用面も含め地域経済の安定に寄与すると考えられる。 ・当該の運行エリアにおいてタクシー事業を運営しているため、エリア内の道路事情に精通しており、より安全で効率的な運行が期待できる。
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>損失額（経常費用から経常収益・国庫補助額を控除した額）については五泉市地域公共交通活性化協議会が負担する。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>泉観光バス株式会社、みどりハイヤー株式会社、有限会社フラワー観光</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>

該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
<p>令和元年6月27日 開催の五泉市地域公共交通活性化協議会において、R2年度五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画案を承認。</p> <p>令和2年3月24日 書面協議により、五泉市地域公共交通網形成計画について承認。R2年度五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更を承認。</p>	
18. 利用者等の意見の反映状況	
利用者代表である老人クラブ連合会、PTA連絡協議会の代表が構成員となっている五泉市地域公共交通活性化協議会において協議を実施、住民や利用者の意見を反映して本事業計画を作成した。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県 新潟地域振興局 企画振興部
関係市区町村	五泉市、新潟市秋葉区、加茂市福祉事務所、阿賀野市総務課
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス株式会社 蒲原鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 泉観光バス株式会社 公益社団法人 新潟県バス協会 みどりハイヤー株式会社 新潟県新潟地域振興局 新津地域整備部 五泉市都市整備課
地方運輸局	北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課 北陸信越運輸局 新潟運輸支局

<p>その他協議会が必要と認める者</p>	<p>新潟県五泉警察署 老人クラブ連合会 五泉市小中学校PTA連絡協議会 長岡技術科学大学 五泉商工会議所 村松商工会 五泉市商工観光課 五泉市社会福祉協議会 五泉市健康福祉課 日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会 五泉支部 五泉市高齢福祉課 五泉市教育委員会 学校教育課</p>
-----------------------	--

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 五泉市太田 1 0 9 4 - 1
(所 属) 五泉市企画政策課
(氏 名) 堀内 健雄
(電 話) 0 2 5 0 - 4 3 - 3 9 1 1
(e-mail) kikaku@city.gosen.lg.jp

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	五泉市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	29,656
交通不便地域	2,716

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,240	旧十全村	山村振興法
1,476	旧川内村	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
五泉市地域公共交通網形成計画	令和2年3月24日	R2

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
29,656	29,656人×150円+350万円	7,948,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月25日付国総支第9号)の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2))(実施要領の2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)